

春日部市条例第 29 号

春日部市企業誘致条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 18 日

春日部市長

Handwritten signature in black ink, consisting of stylized characters that appear to be '岩谷 一弘' (Iwaya Kazuhiko).

春日部市企業誘致条例の一部を改正する条例

春日部市企業誘致条例（平成17年条例第125号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（令和6年春日部市告示第199号における区域指定の廃止に係る特例）</p> <p>3 第5条の規定にかかわらず、令和6年春日部市告示第199号に示された区域指定の廃止年月日である令和8年4月1日をもって適用地域の対象外となった地域において、同日の前日までに都市計画法第29条の規定による開発行為の許可の申請がされたものに係る奨励金の手続については、令和13年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。